

Ⅱ. 精神保健福祉に関する支援制度



1. 相談窓口

●各区福祉保健センター

横浜市では、福祉と保健に関する相談からサービス提供までを一体的に対応できる「福祉保健センター」を各区の区役所内に設置しています。

医療機関や医療の制度、福祉、生活、就労のことなど何でもまずは、居住地の区役所の福祉保健センター 高齢・障害支援課に相談しましょう。

電話で予約して面談します。専門の担当者が必要に応じて支援してくれます。

(☞p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター)

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方は、この手帳の交付を申請できます。手帳を持つことにより、税金の控除や公共料金の減免などさまざまな福祉サービスを受ける資格が得られます。

【障害等級】 障害の程度によって1級から3級までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。障害年金や障害者総合支援法による福祉サービス受給とは制度が異なるため、それぞれの等級や障害支援区分は同じではありません。

【必要書類】 下記のうち「①、③、④及び⑤」または「②、③、④及び⑤」

- ①診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- ②障害年金又は特別障害給付金を受けていることを証する書類
- ③写真
- ④マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの
- ⑤本人確認書類（顔写真付きの場合1点、顔写真なしの場合2点）

【窓 口】 各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

※郵送申請の場合は、申請書類を横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10、電話 671-3623 へ郵送してください。

1. 相談窓口

障害者総合支援法に基づく福祉サービス

各区の福祉保健センターを相談窓口として、ホームヘルプ、外出支援、短期入所（ショートステイ）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、グループホーム、地域活動支援などのさまざまな地域生活支援の福祉サービスが受けられます。

障害者総合支援法に基づくこれらのサービスを利用するには、計画相談（指定特定計画相談支援）を受けて利用計画案を作成してもらい、また障害支援区分の認定を受けて障害福祉サービス受給者証の交付を申請するなどの手続きが必要です。

福祉サービスの利用にかかる費用は、所得に応じて上限月額の軽減や食費減免などがあります。詳細は各区福祉保健センターで相談してください。

【相談窓口】 各区福祉保健センター（☞ [p70](#) III資料編 福祉保健センター）

計画相談事業（指定特定相談支援事業）

障害者の個別の事情やニーズに応じてサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行なうサービスです。いわば高齢者介護事業のケアマネジメントのようなものです。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するためには、平成30年3月31日までにこの計画相談事業によるサービス等利用計画書の作成が必須となりましたが、横浜市の指定特定相談支援事業所の整備が遅れているため、計画相談事業を希望者全員が利用することは事実上できません。この事業を利用する登録がなくても、福祉サービスが受けられるように一時期便宜的な方法が実施されます。各区の福祉保健センターに問い合わせてください。

【窓 口】 各区福祉保健センター（☞ [p70](#) III資料編 福祉保健センター）

【計画相談実施】 指定特定相談支援事業者（☞ [p76](#) III資料編 指定特定相談（計画相談）支援事業者）

●緊急時の相談先

24時間体制の「精神科救急医療情報窓口」

「精神疾患」の急激な発症や病状の悪化の際に必要な応じて電話で精神科医療機関等の紹介を行っています。なお、既にかかりつけの医療機関がある場合はまず主治医に相談をして下さい。

①夜間及び休日の場合

【電話】045-261-7070

【受付時間】月曜～金曜：17：00～翌日8:30（受付は8:00まで）

土・日、祝・休日、年末・年始：24時間

②平日昼間の場合

【電話】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）

警察の援助がほしいとき・・・

最寄りの警察署 生活安全課住民相談係

暴力や器物破壊事件などになる前、なりそうな時、なつてからなど、いつでも相談してください。精神障害者の事例に多く接触しており、話を理解して対応してくれます。

（☞ [p182](#) Ⅲ資料編 警察署一覧）

家族が緊急避難する必要があるとき・・・精神障害者家族支援事業(緊急滞在場所運営)

精神障害者本人との関係悪化等のため同居が困難になった家族に対して、一時的に滞在する場所を提供します。また、家族会によるピア相談と学習会の提供、運営委託先の専門職員による相談支援を行います。

【対象者】精神障害またはその疑いがある方の家族

【実費負担】食費・光熱水費等の実費相当額（生活保護世帯は食費以外無料）

【窓口】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）

※利用するためには各区福祉保健センターで事前登録が必要となります。

※運営委託先の空室状況により、本事業を利用できない場合があります。

※対象者要件確認のため利用までに日数がかかる場合があります。

1. 相談窓口

●精神保健福祉全般の相談

精神障害者生活支援センター

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、精神保健福祉士（PSW）などによる相談支援や、生活支援のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供、地域との交流の促進などを行います。

（☞p73_Ⅲ資料編 精神障害者生活支援センター）

基幹相談支援センター

一般相談・緊急時の対応などを行います。

【窓 口】各区基幹相談支援センター（☞p71_Ⅲ資料編 基幹相談支援センター）

社会福祉法人型障害者地域活動ホーム

相談のほか、在宅の障害者が通所して、機能訓練・創作的活動・給食・送迎などのサービスを受けることができます。

（☞p125Ⅲ資料編 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム）

地域包括支援センター（ケアプラザ）

市内各地域のケアプラザには「包括支援センター」があり、福祉・保健の専門員が無料で相談を受けています。高齢者の介護や 障害者の福祉などについて、訪問相談も行います。

【窓 口】各区地域ケアプラザ（☞ p126Ⅲ資料編 地域包括支援センター）

●その他の保健福祉の相談先

相 談 機 関	内 容
こころの健康相談センター	【こころの電話相談】 月～金曜 17:00～21:50（受付は 21:30 まで） 土・日・休日・年末年始 8:45～21:50（受付は 21:30 まで） 相談専用電話：662-3522 【自死遺族ホットライン】 家族や友人を自死で失った方のための電話相談。 毎月 平日の第1・第3水曜日 10時～15時 専用電話番号：226-5151

1. 相談窓口

神奈川県精神保健福祉センター こころの電話相談	毎日（年末年始、土日祝日含む）、24時間 電話：0120-821-606
横浜市総合保健医療センター	相談、支援、リハビリテーションなどの複合施設 電話：475-0172 港北区鳥山町1735（最寄駅 JR・地下鉄新横浜駅）
障害者ピア相談センター（精神障害）	電話と面接相談（面接は要予約） 担当：浜家連会員 水曜日 10:00～16:00 日曜日 10:00～16:00 （年末年始・祝日を除く） 電話 474-2275 港北区鳥山町1752 横浜ラポール 3F 最寄駅 JR・地下鉄新横浜駅
NPO 法人 じんかれん（神奈川県精神保健福祉家族会連合会）	電話と面談（電話は火・木曜日・面談は第3水曜日午後） 担当：家族相談員 電話相談 10:00～16:00 電話 821-8796 港南区芹が谷 2-5-2 県精神保健福祉センター3階
NPO 法人 川家連（あやめ会）（川崎市精神保健福祉家族会連合会）	心の健康相談（電話・面談） 日時 毎週月・金曜日（年末年始・祝日を除く） 10:00～16:00 電話 044-813-4555 川崎市高津区久本 3-6-22 ちどり（地域福祉施設）内
横浜いのちの電話	電話専用（24時間対応） 担当：ボランティア 毎日 24時間体制。 電話 335-4343 専門的な援助が必要と思われる方には、弁護士・カウンセラーなどが相談に応じます。
年金相談	・新横浜障害年金相談センター（社会保険労務士法人ポラリス・コンサルティング） 住 所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-18-9 （新横浜 IC ビル 5階） 平日9:00～20:00（休日は要相談） 社会保険労務士：遠藤隆先生、坂野宏光先生 相談電話 594-8864 FAX 594-8858 ・横浜障害年金申請相談室（精神疾患専門池田社会保険労務士事務所） 住 所 〒234-0054 横浜市港南区港南台9-19-1-337 相談電話：353-7383 留守電返信対応 平日 9:00～18:00（土・日・祝日は除く）

1. 相談窓口

	<ul style="list-style-type: none"> ・タナベ社会保険労務士事務所 住 所 〒240-0054 横浜市保土ヶ区藤塚町 12-1-N408 携帯 090-3451-1652 (事務所 352-6133) FAX 352-6133 社会保険労務士:田邊 健次
横浜市発達障害者支援センター	<p>横浜市内在住の発達障害者(原則 18 才以上)や家族、関係機関を対象に生活・心理・就労についての相談を受付けます。 電話で面談予約をしてください。 相談時間 月曜日から金曜日 8 時 45 分 から 17 時 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み) 連絡先 TEL 752-8366(相談専用)</p>
NPO法人 こころの電話・金沢	<p>電話相談・電話訪問・居宅訪問を行います。 TEL 785-8747・電話相談：045-785-8740</p>
横浜市青少年相談センター(ひきこもり地域支援センター)	<p>ひきこもり・不登校など青少年及びその家庭の相談を受付けます。来所は電話で予約して下さい。 電話相談：月～金（祝日を除く）8:45～17:00 TEL 752-8366</p>
地域若者サポートステーション	<p>15 歳から 49 歳の方の方そのご家族を受け、社会参加、就労に向けた包括的・継続的な支援を行います。 活動時間 10 時～18 時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま若者サポートステーション(月曜～土曜) 運営主体：NPO法人 ユースポート横濱 西区北幸 1-11-5 横浜 ST ビル 3 階 TEL 290-7234 ・よこはま若者サポートステーション 新横浜サテライト (火曜～金曜) 運営主体：NPO法人 ユースポート横濱 港北区新横浜 3-18-6 新横浜 T S ビル 5 階 TEL：290-7234
よこはま型若者自立塾	<p>運営法人：NPO法人 ヒューマンフェローシップ 15 歳から 40 歳未満の方を対象に、ひきこもり状態にある者及び自立に向けた支援を必要とする者に、共同生活を通じて、体力回復後、生活改善に向けた支援を行います。 ・参加は有料です。 磯子区東町 9-9 3F TEL 762-1435</p>
権利擁護関連の相談	<p>☞ p58 「11. 権利擁護と資産管理に関する支援」を参照してください。</p>

2. 病院とクリニック



●精神科病院とクリニック

横浜市内の精神科病院とクリニック一覧をご覧ください。

(☞[p88](#)Ⅲ資料編 精神科病院・診療所・クリニック)

地域移行・地域定着支援について

(☞[p28](#)地域移行・地域定着支援事業)

●重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

入院中に意思疎通に支援が必要な場合(精神科を除く)に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関スタッフとの円滑なコミュニケーションをサポートします。

【窓 口】各区福祉保健センター (☞ [p70](#)Ⅲ資料編 福祉保健センター)

●訪問看護

精神科病院・クリニックのサービスとして医師の指示の下で看護師が在宅の精神障害者を訪問し、対面によるリハビリや服薬の支援を行っています。(☞[p88](#)Ⅲ資料編 精神科病院・診療所・クリニック)

また、病院とは独立した訪問看護ステーションも増えており、ひきこもりがちで孤立し、医療に結びついていない精神障害者への有力な生活支援サービスになります。

(☞ [p147](#)Ⅲ資料編 精神障害者対応の訪問看護ステーション)

【窓 口】病院の主治医または相談室、または、各区福祉保健センター

(☞ [p70](#)Ⅲ資料編 福祉保健センター)

(☞[p147](#)Ⅲ資料編 精神障害者対応の訪問看護ステーション)

●心身障害児・者の歯科診療

横浜市歯科保健医療センターおよび横浜市歯科医師会所属の協力歯科診療所で精神障害者の歯科治療を行っています。

2. 病院とクリニック

【窓 口】

- ・横浜市歯科保健医療センター 中区相生町 6-107 TEL : 201-7737
- ・横浜市歯科医師会 TEL : 681-1553
- ・協力医療機関については、横浜市健康福祉局保健事業課 TEL : 671-2451

●医療機関の案内

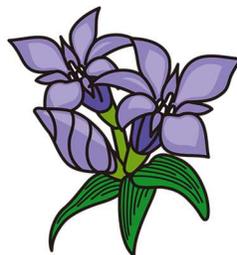
横浜市医師会地域医療連携センターの「医療機関情報検索システム」が利用できません。

TEL 201-8712 FAX 201-8768

取り扱い：平日午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時

休み：土・日・祝日・年末・年始

ホームページ <https://yokomed.com> (24 時間利用可能)



ご存知ですか？

〈〈こころの病気を知る〉〉 (厚労省のHPより抜粋・再構成)

こころの病気といっても、種類や症状は様々。こころの病気を診断し、病名をつける方法は体の病気とは考え方が異なっていて、体の病気の場合、病名は臓器の種類や部位、原因によって分類されることが多いが、こころの病気の場合、おもに脳というひとつの臓器を対象にしており、また原因がわかっていない疾患が多いという特徴がある。

そのため、現在では特徴となる症状と持続期間およびそれによる生活上の支障がどの程度あるかを中心に診断名をつける方向に変わってきた。こころの病気の診断基準として、アメリカ精神医学会作成の DSM (精神疾患の診断・統計マニュアル) や世界保健機関の ICD (国際疾病分類) があり、日本でも広く使われている。こうした診断基準では、病名をつける上では原因は問わないことが基本となっている。

社会的な環境やストレスの状態も含めて総合的に診断することは治療方針を決める上で大切。同じうつ病という診断でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、体の病気と関係していることもある。

診断名(病名)として代表的なものは、次の通り。(五十音順)

- | | | |
|---------------------|--------------|------------|
| ・依存症 | ・うつ病 | ・強迫性障害 |
| ・摂食障害 | ・双極性障害(躁うつ病) | ・てんかん |
| ・統合失調症 | ・認知症 | ・パーソナリティ障害 |
| ・発達障害 | ・パニック障害 | ・不安障害 |
| ・PTSD (心的外傷後ストレス障害) | | |

上記以外に、新聞、テレビ等でよく見聞きする言葉として、適応障害、睡眠障害、妄想性障害、気分障害、不安障害(不安症)、解離性障害、自閉症、フラッシュバック、ひきこもり、トラウマ、等がある。

インターネットで、最新の知見を調べてみてはいかがでしょうか？

ご存知ですか？

《変わる「発達障害」の診断名》

米国の精神障害の診断と統計マニュアルが第4版から第5版になり、WHOの国際疾病分類もICD-10からICD-11に変わるのに伴って、「発達障害」の診断名が大幅に変更されつつあります。

発達障害→神経発達症／神経発達障害群として以下の症候群を含む。

- ・ ADHD→ADHD（注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害）
発達年齢は、従来は7歳以下とされていたが、12歳以前に症状があれば診断をつけてもよい。
- ・ 知的障害→知的能力障害
- ・ 自閉性障害、アスペルガー障害、広汎性発達障害のすべてを含む自閉症→自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害

診断基準：AとBが共存

A. 社会的コミュニケーションの領域

- ① 対人的、情緒的關係に困難がある
- ② 非言語的コミュニケーションを用いることが困難
- ③ 人間関係を発展させ、維持することなどが困難

B. 限局された行動・興味の領域

- ① 常動的または反復的な行動（単調な常同運動、反響言語など）
- ② 同一性への固執
- ③ きわめて限定された興味（一般的ではない物への没頭など）
- ④ 感覚刺激に対する異常反応（特定の音や触覚に対する過敏さ、または鈍感さ）

- ・ 学習障害→限局性学習症／限局性学習障害
- ・ 発達性協調運動障害→運動症／運動障害



3. 医療費に関する支援



●自立支援医療（精神通院医療）の給付

指定医療機関において精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に医療費が公費で負担され、自己負担は原則1割となります。ただし、所得に応じて月額自己負担額に上限が設けられます。

年間所得	一定所得以下の世帯		中間所得の世帯		市民税（所得割）23.5万円以上			
	生活保護世帯	市民税非課税世帯で本人収入が		市民税課税世帯でその額が		自立支援医療制度の対象外		
80万円以下		80万円超	3.3万円未満	3.3万円以上23.5万円未満				
月負担額	0円	2,500円まで	5,000円まで	1割負担		3割負担		
				重度かつ継続				
				5,000円まで	10,000円まで	20,000円まで		

【対象者】 通院により精神疾患の継続的な治療を受けている方

【手続き】 事前申請と審査が必要です。継続申請は3か月前から可能です。

福祉保健センターで「支給認定申請書様式」を受け取り、医師の「自立支援医療用の診断書」、「身元確認書類」、「マイナンバー確認書類」、「（非）課税証明書」、健康保険証などの必要書類と印鑑をそろえて、窓口申請します（必要書類については窓口でお尋ねください。郵送による申請も可能です）。

【窓口】 各区福祉保健センター（☎ p70 III資料編 福祉保健センター）

【問合せ先・郵送先】 横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10、TEL 671-3623

●重度障害者医療費の助成

下記対象者が病院で通院診療を受けた場合に、保険診療の全額が無料になります（入院費用は除きます）。精神科以外の通院（歯科医を含む）と処方箋による薬局の薬代も対象になります。

3. 医療費に関する支援

精神科通院と処方医薬については、自立支援医療が優先のため1割負担で支払後、領収書を各福祉保健センター保険年金課給付担当に提示して払い戻しを受けます。

【対象者】1級の精神障害者保健福祉手帳を受けている方。

【窓口】各区福祉保健センター保険年金課給付担当

【問合せ】各区福祉保健センター（☎ p70 III資料編 福祉保健センター）

●精神障害者入院医療援護金

下記対象者に、1か月1万円が援助されます。

【対象者】

- (1) 精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき「任意入院」又は「医療保護入院」していること。
- (2) 入院患者及びその入院患者と住民票上同じ世帯に属する世帯全員の申請年度（4月～6月に申請する場合は前年度）の市民税所得割額を合算した額が10万4,400円以下であること。

【支給対象者】

- (1) 同じ病院に、月に20日以上入院していた場合。
- (2) その月の医療費（食事療養費を除く）の自己負担額が1万円以上の場合。

【申請に必要な書類】申請書、住民票、申請年度の市・県民税（非）課税証明書

【窓口】入院先の病院又は申請先

【申請窓口】横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

TEL 671-2415 FAX 662-3525

●後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満の対象者の方は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより医療の給付を受け、医療が原則1割の自己負担となります。

なお、この制度による医療の給付を受けるためには、加入の国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。ただし、生活保護もしくは、中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方は、加入することはできません。

【対象者】 65 歳以上 75 歳未満の医療保険加入者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 1・2 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- (2) 1・2 級の障害基礎年金を受給している方
(75 歳以上の方は全員対象となります)

【窓 口】 各区区役所保険年金課

【問い合わせ】 各区福祉保健センター

(☎ p70 III 資料編 福祉保健センター 保険年金課)

●高額療養費助成および限度額適用認定証交付

1. 高額療養費支給制度

医療費の一部負担金が高額になったとき、申請をして認められた場合に、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費としてあとから支給されます。また、区役所にてあらかじめ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を受けている方は、その証を医療機関に提示することにより、受診時にお支払いいただく金額が 1 か月あたりの自己負担限度額までとなります。

なお、70 歳以上の方と 70 歳未満の方では、自己負担限度額と計算方法が異なります。

①70 歳未満の方の自己負担限度額（月額）

70 歳未満の方は、暦月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごと、医科・歯科ごとに分けて一部負担金 が 21,000 円を超えたものが高額療養費の計算対象となります。

ただし、医療機関から処方箋が発行されて調剤薬局で薬を処方された場合にはその一部負担金を医療機関でかかった一部負担金と合算します。

区分	所得要件	月 額
ア	所得金額 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % (4 回目以降限度額 140,100 円)
イ	所得金額 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % (4 回目以降限度額 93,000 円)
ウ	所得金額 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % (4 回目以降限度額 44,400 円)
エ	所得金額 210 万円以下	57,600 円 (4 回目以降限度額 44,400 円)
オ	世帯主及び国保加入者 全員が住民税非課税	35,400 円 (4 回目以降限度額 24,600 円)

3. 医療費に関する支援

- ※ 所得金額とは、合計所得金額から基礎控除の純損失の繰越額を控除した金額です。
 なお、区分判定に用いる金額は、世帯における国保加入者全員の所得金額の合計額になります
- ※ 所得の確認ができない方がいる世帯は区分ア（平成 26 年 12 月診療分以前は上位所得世帯）になります。

② 70 歳以上の方の自己負担限度額（月額）（平成 30 年 8 月診療分以降）

区 分	所得要件	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者 3	70 歳以上の国民健康保険被保険者（以下「高齢者」）に、現役並みの所得（住民税の課税所得が 690 万円以上）がある方が 1 人でもいる世帯に属する方。	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1％ （4 回目以降限度額 140,100 円）	
現役並み所得者 2	70 歳以上の国民健康保険被保険者（以下「高齢者」）に、現役並みの所得（住民税の課税所得が 380 万円以上）がある方が 1 人でもいる世帯に属する方。	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1％ （4 回目以降限度額 93,000 円）	
現役並み所得者 1	70 歳以上の国民健康保険被保険者（以下「高齢者」）に、現役並みの所得（住民税の課税所得が 145 万円以上）がある方が 1 人でもいる世帯に属する方。	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （4 回目以降限度額 44,400 円）	
一般	「低所得 1」「低所得 2」「現役並み所得者」のいずれにも当てはまらない方	18,000 円	57,600 円（4 回目以降限度額 44,400 円）
低所得 2	住民税非課税世帯		24,600 円
低所得 1	住民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯（公的年金控除額を 80 万円として計算します。）	8,000 円	15,000 円

2. 限度額適用認定証交付の申請

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、医療機関ごとにひと月の支払額を自己負担限度額までにできる制度です。高額療養費が戻ってくるまでに 3 ヶ月程度かかるので、この手続きをすることで、高額療養費の支給を待つ必要がなくなります。

- 【窓 口 ①国民健康保険の場合...各区区役所保険年金課保険係
 ②社会保険の場合...社会保険事務所又は健康保険組合

4. 経済生活に関する支援



●障害年金

障害年金には、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金や特別障害給付金があります。

加入中の年金が国民年金か厚生年金かの区分やその保険料納付期間、初診日が20歳前かどうか、障害の状態がどの程度か、など支給条件が複雑です。

年金額の基準になる障害の程度の等級は、精神障害者保健福祉手帳のものとは同じではありません。

障害年金専門の社会保険労務士に相談してください。あきらめないことが肝心です。

- ・ 浜家連が推薦する年金相談事務所
 - ☞本ガイドブック p8 その他の保健福祉の相談先「年金相談」の欄をご覧ください。
- ・ NPO 法人 障害年金支援ネットワーク
 - TEL 0120-956-119 (フリーコール)
- ・ 神奈川県社会保険労務士会 年金相談センター
 - TEL 650-5740
- ・ 横浜障害年金相談センター (メイクル経営管理事務所運営)
 - TEL 321-2218
- ・ 年金事務所(☞ p181 Ⅲ資料編 年金事務所一覧を参照下さい)

●障害基礎年金の支給要件

初診日要件	国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（これを「初診日」といいます。）があること。20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含む。
障害認定日要件	障害認定日（初診日から1年6月を経過した日またはその前に症状が固定したときはその日）において、一定の障害の状態にあること。
保険料納付要件	初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、この要件は問われません 1. 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、 <u>保険料が納付または免除されていること。</u> 2. 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に <u>保険料の未納がないこと。</u>
障害認定時	初診日から1年6ヶ月を経過した日（その間に治った場合は治った

4.経済生活に関する支援

	日) または20歳に達した日に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合
--	---------------------------------------------------------

・障害基礎年金の年金額

1級	993,750円(令和5年度) ※68歳以上は年額990,750円
2級	795,000円(令和5年度) ※68歳以上は年額792,600円

【窓 口】 区役所国民年金係 又は年金事務所 (☞ p181 III資料編 年金事務所一覧)

●障害厚生年金の年金額

支給要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生年金〔平成27年10月1日以降の共済組合を含みます〕に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(これを「初診日」といいます。)があること 2. 一定の障害の状態にあること 3. 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
障害認定時	障害基礎年金と同じ
年金額	【1級】、【2級】、【3級】 報酬額等に応じた年金又は(一時金)を支給

【窓 口】 年金事務所 (☞ p181 III資料編 年金事務所一覧)

・障害共済年金

支給要件 共済組合の組合員であった期間中に初診日がある方

年金額 障害厚生年金と同額+職域年金相当分

●年金生活者支援給付金

対象者	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障害基礎年金の受給者である方。 (2) 前年の所得*1が4,721,000円*2以下である方。 *1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません *2 扶養親族の数に応じて増額。 	
給付金	基礎年金1級	月額6,425円(令和5年度)
	基礎年金2級	月額5,140円(令和5年度)

振込	偶数月の中旬に前月分までを、年金とは別に振り込まれます。
問合せ先	電話 0570-05-4092（日本年金機構 年金生活者支援給付金専用ダイヤル）

●特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受給していない方のための福祉的措置です。

対象者	<p>① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。</p> <p>なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。</p> <p>③ また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。</p>		
給付金	1級	障害基礎年金1級相当に該当する方	令和5年度基本月額 53,650円
	2級	障害基礎年金2級相当に該当する方	令和5年度基本月額 42,920円
備考	<p>特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直しされます。</p> <p>ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。</p> <p>老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）</p>		

【窓口】区役所国民年金係

ご存知ですか？

《生活保護》

生活に困ったとき、①障害のために働けない、②親族で助けてくれる人がいない、③収入が最低賃金以下で④資産を持っていない方は、憲法 25 条に明記された「健康で文化的な最低限の生活」を保障され、生活保護の扶助を申請できます。

近年不正受給者がいたことの報道があり、また低賃金で働く人の所得よりも生活保護受給額が大きいことを理由に 2013 年から生活保護費が引き下げられるなど、生活保護受給に対して否定的な風潮も見られます。けれど、障害者が自立するために生活保護を利用することは大切な権利です。受給資格条件を必要以上に厳格に判断して窓口で申請を受け付けられないような場合もあるので、申請時には作業所やグループホームの職員や家族会の役員に相談し同行してもらうことをお勧めします。



●神奈川県在宅重度障害者等手当

在宅で、常時介護を必要とする重度重複障害者の方を対象とした手当制度です。

【対象者】対象者 基準日（支給年度の8月1日）時点で、定められた申請期間中（毎年8月1日から9月10日）に居住区に申請書または現況届を提出した方で、精神障害者保健福祉手帳1級+指定級の療育手帳または身体障害者手帳の所持者
在宅要件 基準日時点で、6ヶ月以上神奈川県内に継続してお住まいの方

【所得要件】所得要件 前年の所得が基準以下であること

【支給金額及び時期】 60,000円 神奈川県から年額を1月に支給します。

【窓口】 各区福祉保健センター（☞ p70 III資料編 福祉保健センター）

●特別障害者手当

対象者	1. 申請日現在、満20歳以上であること 2. 施設に入所していないこと 3. 3か月を超えて病院等に入院していないこと 4. 毎年の所得が基準以下であること
障害要件	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあること
支給金額及び時期	月額27,980円（令和5年4月現在） 申請日の翌月分から2・5・8・11月に前月分までの支給となります。
【窓口】	各区福祉保健センター（☞ p70 III資料編 福祉保健センター）

●障害者扶養共済

対象者	ア 加入者（保護者）が次の要件にすべて該当する方 ①65歳未満であること。 ②保険契約の対象となりえない疾病や障害を有しないこと。 ③市内に住所を有すること。 イ 障害児・者が精神に永続的な障害を有する方
内容	加入者は掛金を納め、加入者が死亡又は著しい障害を有する状態になった場合、障害者に年金（1口につき月額20,000円）が支給されます。
【窓口】	各区福祉保健センター（☞ p70 III資料編 福祉保健センター）

4.経済生活に関する支援

●在日外国人障害者等福祉給付金

対象者	国民年金などの公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方で、次のいずれかに該当の方 ① 昭和57年1月1日に20歳に達していて、かつ下記の基準に当てはまる障害者であったか、もしくはそれ以降に下記の基準に当てはまる障害者になったが、その障害に関する初診日が、昭和56年12月31日以前にある在日外国人 ② 昭和57年1月1日に35歳に達していて、同日から昭和61年3月31日までの間に下記の基準に当てはまる障害者となったか、もしくは昭和61年4月1日以降に下記の基準に当てはまる障害者になったが、その障害に関する初診日が昭和61年3月31日以前にある在日外国人 ③ 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの海外在住中に障害者となった日本人	
重度	月額 43,500 円を年 4 回（6 月、9 月、12 月 3 月）支給	精神障害者保健福祉手帳 1 級
中度	月額 31,500 円を年 4 回（6 月、9 月、12 月 3 月）支給	精神障害者保健福祉手帳 2 級

【問合せ先】健康福祉局障害自立支援課（電話 671-3891・FAX 671-3566）

【窓口】各区福祉保健センター（☎ p70 III資料編 福祉保健センター）



ご存知ですか？

《保護施設》

生活保護法に基づく社会福祉施設で、市内には救護施設・更生施設・医療保護施設の3種類があります。

- ・救護施設 身体上又は精神上著しい障害があるために地域生活が困難で、かつ生活に困窮している方が入所して、生活援助を受けます。
- ・更生施設 身体上または精神上の障害により地域生活が困難で、かつ生活に困窮している方が入所して、自立への支援を受けます。
- ・医療保護施設 医療を必要とする要保護者が医療の給付を受けます。

【窓口】各区福祉保健センター 生活支援課 (☞p70_Ⅲ資料編 福祉保健センター)



●生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的な自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

収入の少ない世帯を対象としていますが、申請と審査が必要なので、窓口にご相談ください。

【窓口】各区社会福祉協議会 (☞p87_Ⅲ資料編 社会福祉協議会)

ご存知ですか？

<<統合失調症でも加入できる保険>>

多くの生命保険・医療保険商品では、契約前の告知項目に精神疾患が含まれており、精神疾患の再発については加入できませんが、保険料は高額でも、精神疾患以外の病気での入院・手術について契約できる保険はあります。下記は一例です。詳細は各保険会社にお問合せください。

- ・エイ・ワンの少額短期保険「医療保険エブリワン」 0120-018-097
「指定疾病不担保制度」により、うつ病の方の加入を奨める商品。1入院30日を限度とした1年更新型の保険で、割高になりがちな保険料が比較的低い。
- ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命「新・健康のお守りハート」
03-6742-3111
- ・FWD 富士生命保険「ゴールドメディ・ワイド」 0120-037-223
告知項目に精神疾患がなく、持病の悪化・再発でも入院・手術を一生涯保障
- ・ぜんちの「あんしん保険」 0120-322-150
知的障害や発達障害の方を対象とした健康総合保険。内容は被害事故の解決、個人賠償責任補償、病気・ケガの入院保障、死亡保険金等。保険期間は1年間。
- ・全国地域生活機構「わたしのお守り総合補償制度」 03-5337-8052
精神障害者とその家族・支援者のための補償。内容は弁護士費用補償、個人賠償責任補償、ケガの補償など。保険期間は1年間。
- ・やまゆり知的障害者サポート協会
「知的障害者・自閉症児者のための生活サポート総合補償制度」
問合せ 加入について：314-7716 やまゆり知的障害者サポート協会
補償について：03-5321-3373 (株)ジェイアイシー
知的障害児者・自閉症児者のための暮らしを支援する補償。
内容は、傷害保険、弁護士費用補償、職業従事中事故対応費用、地震・噴火・津波危険補償など。



5. 地域生活に関する支援



●精神障害者の生活全般を支援する事業

精神障害者生活支援センター

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、精神保健福祉士（PSW）などによる相談支援や、生活支援のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供、地域との交流の促進などを行います。（☞[p73](#) III資料編 精神障害者生活支援センター）

●社会福祉法人型障害者地域活動ホーム

在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する横浜市独自の拠点施設です。

【内 容】日中活動事業（デイサービス、障害福祉サービス）のほか、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）及び相談支援事業など。事業によっては、実費相当額の利用者負担があります。

【実施施設】各区の社会福祉法人型障害者地域活動ホーム。

【問い合わせ・窓口】直接に障害者地域活動ホームへ

（☞[p125](#) III資料編 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム）

●障害者自立生活アシスタント事業

【内 容】単身等で生活する障害者が地域生活を継続するために、専門知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行います。

【対 象 者】市内に居住していて精神障害を有するため、日常生活又は社会生活に支援が必要な方

- ①地域で一人暮らしをしている方
- ②同居している家族が障害や病気、高齢化のために日常生活上の支援を受けられない方
- ③自立アシスタントを利用しながら一人暮らしを目指したい方

【支援の内容】

- ①訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など）
- ②コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）

5. 地域生活に関する支援

【実施施設】各区生活支援センター（☞ p73Ⅲ 資料編 精神障害者生活支援センター）

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70Ⅲ資料編 福祉保健センター）または各区生活支援センター（p73Ⅲ資料編 精神障害者生活支援センター）

●地域移行・地域定着支援事業

地域移行支援事業

【内 容】精神科に入院している精神障害者が退院して地域生活へ移行するための、相談、生活訓練などの支援を行います。

【対象者】精神科に入院している精神障害者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70Ⅲ資料編 福祉保健センター）

地域定着支援事業

【内 容】退院後、単身等で生活する障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象者】退院後、単身又は家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない精神障害者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70Ⅲ資料編 福祉保健センター）

●自立生活援助

【内 容】定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援します。

【対象者】①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある方。

②単身等により、自立生活援助の支援が必要な障害者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70Ⅲ資料編福祉保健センター）

●横浜市障害者後見的支援制度

障害のある方やその家族が住み慣れた町の中で安心して暮らし続けることができるように日常生活を見守ります。登録すると将来の希望や漠然とした不安などの相談や、その人の願う地域との暮らしや実現できる方法を定期的な訪問を通じて一緒に考えます。利用料金は無料です。

【対象者】事業実施施設のある区内在住の障害者（18歳以上）

【窓 口】 各区障害者後見的支援運営法人（☞ p165 Ⅲ資料編 障害者後見的支援室）

●後見的支援を要する障害者の緊急対応登録事業

障害児・者の養護を行っている親等が養護を行うことができなくなった場合に備え、対応者および対応方法を事前に登録できます。何らかの理由で養護ができなくなった緊急時には、通報を受けた区福祉保健センターは登録してある対応者に連絡をし、登録内容に沿った対応を行います。

【対象者】 現に福祉サービスを選択して利用することができないため、生活を営むことが困難な横浜市内在住の障害児・者

【登録の条件】 対象者の養護を現に行っている親等で、次のいずれかに該当する方

- ①40 歳以上の方
- ②病気がちであると区福祉保健センター長が認めた方
- ③その他上記の状態に準じると区福祉保健センター長が認めた方

【手続き方法】 緊急時対応登録申込書と対応者の承諾書を、区福祉保健センター又は基幹相談支援センターに提出してください。

各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

各区基幹支援相談センター（☞ p71 Ⅲ資料編 基幹支援相談センター）

●自立訓練事業（生活訓練）

【内 容】 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。標準利用期間は2年間です。

【対象者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため一定の支援を必要とする精神障害者。

【実施施設】 福祉サービス事業所（精神障害者対応）（☞ p108 Ⅲ資料編 障害福祉サービス事業所の「訓」）

【窓 口】 各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）または上記へ直接に相談してください。

●ホームヘルプサービス（居宅介護等事業）

日常生活を支援するためホームヘルパーを派遣します。

5. 地域生活に関する支援

- 【内 容】①食事づくり、洗濯、掃除などの家事援助や食事介助、排せつ介助などの身体介護、通院や官公署への相談・手続きの外出を支援する通院等の介助
②生活等に関する相談・助言

【対象者】障害者総合支援法の障害支援区分 1 以上の精神障害児者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

●地域活動支援センター精神障害者地域作業所型（作業所）

在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活ができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを受けることができます。

【対象者】横浜市内に居住の精神障害者

【実施施設】☞ (p119 Ⅲ資料編 (域活動支援センター精神障害者域作業所型))

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

●宿泊型自立訓練事業

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対し、夜間居住の場を提供し、帰宅後に生活能力の維持・向上のための支援等を実施します。標準利用期間は 2 年間です。

【実施施設】「横浜市総合保健医療センター ハイツかもめ」、「紫雲会ゆかり荘」、
「ヴィラあさひの丘」、（☞ p124 Ⅲ資料編 宿泊型自立訓練施設）

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p 70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

●短期入所事業・日中一時支援事業

介護者や家族が疲労回復をはかるときや、家族が病気・事故・出産又は冠婚葬祭等の理由で、精神障害児・者の支援を行えなくなったときに、精神障害児者が一時的に施設や病院で過ごせます。

【対象者】在宅の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、障害福祉サービスの対象となる難病患者※精神障害児・者は短期入所のみ対象です。

【利用者負担】原則 1 割負担。一部収入額に応じ減免があります。

【実費負担】食費・光熱水費・日用品費等の実費相当額

【実施施設】障害福祉サービス事業所（精神障害者対応）

（☞ p108 Ⅲ資料編 障害福祉サービス事業所（精神障害者対応）の「短」）

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

●生活教室

【内 容】各区福祉保健センターのMSWが主催する教室で、対人関係の改善、意欲の向上、社会への適応の促進をめざして行われています。週1回、音楽や映画の鑑賞、絵手紙、書道、料理など無理なく参加できるプログラムなども企画しています。

【対象者】回復途上にある精神障害者

【実施施設】各区福祉保健センター（☞ [p107](#) III資料編 各区の生活教室実施状況）

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) III資料編 福祉保健センター）

●地域ユースプラザ

【内 容】ひきこもり、不登校などの思春期・青年期問題の第次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所の運営をするほか、社会体験・就労体験の機会を提供し、地域の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的とする施設です。

【対象者】概ね15歳から40歳未満の社会的な自立を目指す青少年とその家族

【連絡先】各地域ユースプラザ（☞ [p136](#) III資料編 地域ユースプラザ）

●多機能型拠点

常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者とその家族の、地域での安心・安全な暮らしを支援する横浜市独自の拠点です。

【内 容】診療所を拠点内に備え、往診・訪問看護・居宅介護等の訪問型サービスや、一時的な宿泊・滞在（短期入所・日中一時支援）、及び相談支援機能があります。

【実施施設】

- | | | |
|---------|----------------|---------------------------|
| ① 郷（さと） | 栄区桂台 2-1 | 運営法人：社会福祉法人訪問の家 |
| ② つづきの家 | 都筑区佐江戸町 509-6 | 運営法人：社会福祉法人キャマロード |
| ③ こまち | 瀬谷区二ツ橋町 489-45 | 運営法人：社会福祉法人 横浜市社会
事業協会 |

【問合せ】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) III資料編 福祉保健センター）

5. 地域生活に関する支援

●ごみ出し支援

【内 容】①ふれあい収集（家庭ごみの持ち出し収集）・・・対象者宅の敷地内や玄関先から、直接家庭ごみを収集します。

②粗大ごみの持ち出し収集・・・対象者の敷地内、または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができない「ひとり暮らしで、65歳以上」の方。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者（粗大ごみの持ち出し収集は年少者も含む）などでも対象となります。

【連絡先】各区の資源循環局の事務所

受付時間：月～土（祝日を含む）午前8時～午後4時45分

●日常生活用具の給付

【内 容】重度の精神障害のある方に原則1割負担（月額上限負担額あり）で特定の日常生活用具を給付します。

品目	対象年齢	対象等級	給付を受けられる方
頭部保護帽	3歳以上	全等級	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または自立支援医療（精神通院医療）を受給している方
屋外用警報機、自動消火器	制限なし	1・2級	精神障害の方

【窓 口】各区福祉保健センター（☎ p70 III資料編 福祉保健センター）

●訓練・介助器具の購入費の助成

【内 容】18歳未満の方で、その経費の3分の2（助成限度額は37,800円）が助成されます。なお、市民税額が一定額を超えた場合は対象になりません。

【申請窓口】横浜市総合リハビリテーションセンター TEL 473-0666

●市立中央図書館の図書配送

【内 容】希望する図書・雑誌を無料でご自宅へ配送します。1人6冊まで貸し出し。

【対 象 者】横浜市に在住か通勤・通学していて、障害者手帳をお持ちで来館が困難な方。

【利用手続】事前登録が必要です（電話で可）

【窓 口】横浜市中央図書館 262-0050(代表)
250-1619(障害者支援事業担当直通電話・FAX)

●社会福祉に関する情報の提供

【窓 口】福祉保健研修交流センターウィリング横浜
〒233-0002 港南区上大岡西 1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー内
電話：847-6666 FAX：847-6676
ホームページ：<http://www.yokohamashakyo.jp/willing/index.html>

●重度訪問介護利用者大学修学支援事業

重度訪問介護を利用する重度障害者に対して、大学等（学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校）が修学に必要な支援体制を構築できるまでの間において、当該障害者が大学修学するために必要な身体介護等を提供します。

【対 象 者】横浜市内に居住する重度訪問介護の対象者で、大学等に修学する者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）

●訪問指導事業

【対 象 者】生活の場で支援を必要とする 18 歳以上の障害者とその家族

【内 容】福祉保健センターの保健師などが家庭を訪問し、ご本人やご家族のこころとからだの悩み や不安などに関する相談に応じながら、日常生活上のアドバイスを行います。

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）



ご存知ですか？

・《当事者研究》

北海道浦河のべてるの家からはじまった当事者研究は、障害者や家族が「自分を助ける」方法のひとつとして注目されています。横浜市近辺でも、各所で当事者研究が実施されています。

・横浜当事者研究会

<連絡先>TEL : 625-1217

・みはらしポンテの当事者研究（中区生活支援センター・ろばと野草の会共催）

<連絡先>NPO ろばと野草の会事務局 TEL : 671-9083

中区生活支援センター TEL : 624-0275



6. 施設・居住に関する支援



●グループホーム

障害者が自立した生活を実現するための共同生活の場として、法人運営型のグループホーム、があります。(☞ p137 Ⅲ資料編 グループホーム)

【窓 口】各区福祉保健センター (☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター)

<日中サービス支援型グループホーム>

住まいの場であるグループホームの特性を従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするものです。

その特徴は1つの建物への入居者を20人まで認め、地域における緊急一時的な宿泊の場として短期入所の併設を必置としている点にあります。

●家賃補助付きセーフティネット住宅

入居者には横浜市から家賃と入居者負担額との差額を補助され、家賃保証料の全額が補助されます。

【補助期間】20年以内(ただし限度額あり)

【問合せ先】賃貸住宅事業課 TEL 451-7762 又は各区福祉保健センター
(☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター)

●UR賃貸住宅(旧都市公団の賃貸住宅)への申込み優遇

UR都市機構の賃貸住宅(UR賃貸住宅)にお申し込みいただく場合、当選率または申込期間が一般の方に比べ概ね20倍優遇されます。

【対象者】◎UR賃貸住宅の特徴について

平均月収額が入居基準月収額(月額家賃の4倍。上限あり。)以上ある方、または貯蓄額が入居基準貯蓄額(月額家賃の100倍)以上ある方がお申込みできます。敷金(月額家賃の2か月分)以外の礼金・手数料・更新料・保証人が不要で、多くの住宅は無抽選・先着順で入居できます。

◎近居割について

「近居割」制度を利用して親子や兄弟姉妹等の家族同士で近居すると、家賃割引を受けられます。障害者を含む世帯等の優遇対象世帯(他に子育て世帯や高齢者世帯が該当)とこの世帯を支援する世帯が、UR都市機構の

6. 施設・居住に関する支援

指定する同一団地、近隣団地（概ね半径2キロ圏内）または「近居割ワイド」として指定されたエリア内で「近居」する場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後5年間5%割り引く制度です。

◎新築のUR賃貸住宅（抽選）にお申し込みいただく場合

申込本人または同居する親族に、重度の精神の障害があると判定されている方で常時介護を必要とする方が含まれる世帯は当選率が一般の方に比べ概ね20倍優遇されます。

【窓 口】 独立行政法人都市再生機構 UR 横浜営業センター

【所在地】 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア 2階

【電 話】 461-4177（定休日：水曜日）

【H P】 物件情報 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/>

●市営・県営住宅の入居優遇

市営・県営住宅に申し込む場合、当選率が優遇され、住宅使用料の特別減額制度（所得制限あり）などがあります。

	世帯向け一般住宅	単身者向け一般住宅
対象者	ア現在、同居し、または、同居しようとする家族に次の方がいる世帯 に次の方がいる世帯	ア現在戸籍上の配偶者がいない方で次の項目に該当する方
対象者	イ1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	イ1～3級の精神障害者保健福祉手の交付を受けている方
対象者	ウ精神に障害のある方で1・2級の障害年金の証書を交付されている方	ウ精神に障害のある方で1～3級の障害年金の証書を交付されている方
優遇内容	① 一般申込者より当選率を優遇しています。 （※ 上記対象者に加え、精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級の方は市営・県営で、住宅で当該優遇が受けられます） ② 入居収入基準の世帯の月収額を緩和しています。 ③ 障害者の住宅使用料の特別減額制度が適用される場合があります（所得制限あり）。対象となる障	① 単身者向けの住宅に申込みができません。 ② 一般申込者より当選率を優遇しています。 ※市営住宅のみ ③ 入居収入基準の世帯の月収額を緩和しています。（※ 精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級受けられません） ④ 障害者の住宅使用料の特別減額制度が適用される場合があります（所得制限あり）。対象となる障害に

	<p>害については、横浜市住宅供給公社市営住宅課にお問い合わせください。 ※県営住宅については、お問い合わせください</p>	<p>については、横浜市住宅供給公社市営住宅課にお問い合わせください。 ※県営住宅については、お問い合わせください。</p>
--	--------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

【窓 口】 市営住宅：横浜市住宅供給公社市営住宅課

TEL 451-7777 ・ FAX 451-7769

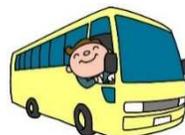
県営住宅：かながわ土地建物保全協会

TEL 201-3673 ・ FAX 201-8405



7. 外出に関する支援

7. 外出に関する支援



●移動情報センター

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて、支援制度の案内やサービス事業者等の紹介・コーディネートを行う窓口です。

【相談者】移動に関する情報または支援を必要とする、市内在住の障害児・者およびその家族など

【相談日時】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日・年末年始を除く

【開設窓口】各区社会福祉協議会（☎ p87 各区社会福祉協議会）

名 称	問合せ先	住 所
鶴見区移動情報センター	504-5050	鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2階
でかけYO! 神奈川（神奈川区移動情報センター）	311-2678	神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F
西区移動情報センター	620-5998	西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3階
中区移動情報センター	681-6682	中区山下町 2番地 産業貿易センタービル 4階
南区移動情報センター	250-5260	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8階
港南区移動情報センター	342-5567	港南区港南 4-2-8 そよかぜの家 3階
保土ヶ谷区移動情報センター	332-2479	保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3階
移動情報センター あさひ （旭区移動情報センター）	392-1124	旭区鶴ヶ峰一丁目 6番地 35
磯子区移動情報センター	759-4005	磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5階
金沢区移動情報センター	786-8034	金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢
おでかけGO! 港北（港北区移動情報センター）	543-1947	港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 2F
緑区移動情報センター	931-3280	緑区中山町 2-1-1 ハーモニーみどり 1F
青葉区移動情報センター	479-9111	青葉区市ケ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点
都筑区移動情報センター	943-4059	都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
戸塚区移動情報センター	862-5091	戸塚区戸塚町 167-25

栄区移動情報センター	894-8514	栄区桂町 279-29 栄区福祉保健活動拠点内
泉区移動情報センター	719-5220	泉区和泉中央南 5-4-13 泉区福祉保健活動 拠点 泉ふれあいホーム内
瀬谷区移動情報センター	361-2202	瀬谷区二ツ橋町 469 番地 せやまる・ふれあい館 2階

●ガイドヘルプサービス（移動支援事業）

【対象者と事業内容】精神障害のある方で、社会活動上不可欠な外出（通学、通所、買物、冠婚葬祭等）及び余暇活動（スポーツ、文化、レクリエーション等）で外出をする際にヘルパーが付き添います。

サービスの内容により、移動介護、通学通所支援のサービスがあります。通院や官公署での手続きのための外出はホームヘルプサービス（居宅介護事業（☞ p29 居宅介護事業））となります。

【窓 口】福祉保健センター（☞ p70p III資料編 福祉保健センター）

各区の社会福祉協議会内「移動情報センター」（居住地近くのセンターを利用できます）。（☞ p87 III資料編 区社会福祉協議会）

●ガイドボランティアによる外出支援

【対象者と事業内容】精神障害者(児)で、屋外での移動が困難な方が外出する場合にガイドボランティアが付き添います。

【窓 口】各区の社会福祉協議会内移動情報センターの他に、下記があります。

(1)横浜移動サービス協議会 TEL 212-2863

(2)移動サービスアクセス(青葉区) TEL 875-5233

●施設等通所者への交通費助成

地域作業所等の通所施設又は精神科デイケアに通所するために要した本人及び家族等の送迎介助者の交通費を助成します（市外の通所先も対象になります）。

【対象者】横浜市在住の15歳以上の障害児者及び送迎介助者

【窓 口】各通所先

7. 外出に関する支援

●福祉特別乗車券（福祉パス）または福祉タクシー利用券の交付

【対象者】精神障害者保健福祉手帳を持っている方

1. 福祉特別乗車券（福祉パス）の交付

市営地下鉄全線、金沢シーサイドライン全線及び市内を運行する路線バス（一部市外区間を含む）を無料で利用できる福祉パスが、利用者負担金年額 1,200 円（20 歳未満は、年額 600 円）で交付されます。

【窓口】各区福祉保健センター（☞ p70 Ⅲ資料編 福祉保健センター）

2. 福祉タクシー利用券の交付

精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で、上記 1 の福祉パスの交付を受けていない方に、1 枚につき 500 円分のタクシー利用券を年間 84 枚交付されます。利用できるタクシーや福祉車両の利用については窓口に問い合わせてください。

【注意】福祉タクシー利用券は交付者本人に限り利用できます。家族を含め他人に貸すことや譲渡することは絶対に行わないでください。（無効として券を回収したうえで、以後の交付停止や不正使用額の返還を求める場合があります。）

乗車の際には、精神障害者保健福祉手帳を提示し、手帳番号を明記した福祉タクシー利用券を乗務員に提示してください。なお、10月1日以降有効な手帳をお持ちでない場合は、福祉タクシー利用券の交付はできませんので、更新が必要となる方は手帳の更新をお早めにお手続きください。

●タクシー料金の割引

タクシー料金の割引はタクシー事業者による制度で、タクシーの乗車料金が 10%割引されます。全てのタクシーで利用できるわけではないので、乗車前に乗務員に確認してください。上記の福祉タクシー利用券と併用できます。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳所持者及びその者と同乗している介護者（手帳所持者と同乗区間のみ割引）

【乗車料金】メーター料金×0.9（10 円未満切捨）（迎車料金は割引の対象となりません）

【利用方法】乗車時に精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

【問合せ先】 一般社団法人神奈川県タクシー協会

〒231-0066 中区日ノ出町 2-130 TEL 241-3577

神奈川県個人タクシー協会

〒221-0822 神奈川区西神奈川 1-19-8 神友ビル 301 TEL 401-8896

●駐車禁止除外指定車の指定

対象者が現に使用・利用中の車両で、「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出している場合には、駐車禁止標識のある場所やパーキング・メーター設置区間に駐車できることがあります。

駐車禁止除外にならない場合があるので、下記などで確認してください。

神奈川県警 駐車対策課 駐車禁止除外担当 211-1212 (内線 5274)

【対象者】 精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方

【受付窓口】 手続きは、住所地を管轄する警察署交通課 (☞ p182 III資料編 警察署一覧)

●安全運転相談

精神障害のある方が自動車の運転免許を受ける場合、事前に運転免許センターで運転適性等の検査・相談を受けてください。

【窓口】 神奈川県運転免許センター 365-3111

【最寄駅】 相鉄二俣川駅からバス約 5 分

●福祉バスの提供

障害者(児)団体が見学会、研修会、レクリエーションなど各種行事を行う場合利用できます。利用できるバスの種類、利用料などは窓口でご確認ください。

【対象者】 障害児・者福祉施設及び団体で 3 分の 1 以上が障害児・者であること。

【窓口】 横浜市社会福祉協議会 市民利用受付窓口 TEL 201-2049

7. 外出に関する支援

●福祉有償運送

福祉有償運送とは、ひとりでタクシーを含む公共交通機関を利用することができない方の移動手段として NPO 法人等が行う送迎サービスです。介護タクシーのサービスもあります。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

【利用方法】団体により料金、車種、対象者、利用方法等が異なります。また利用には団体登録等が必要です。福祉タクシー利用券を使用できる事業者・団体もあります。

【窓 口】移動情報センター及び各福祉有償運送団体へご相談下さい。

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yusho/fyu.html>

●自動車運転免許取得費用の助成

各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に、技能教習に要する費用の3分の2（10万円以内）を補助します。

【対象者】技能検定試験合格時に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

【窓 口】各区福祉保健センター（☎ p70 III資料編 福祉保健センター）

●自動車駐車場料金の割引

次の6か所の市営駐車場で駐車料金が割引されます。

【対象者】身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を持っている方（自動車に乗車していれば、運転・同乗は問いません。）

【利用方法】事前の申請手続きは不要です。車を入庫した後、精算前に駐車券及び手帳を各駐車場管理室へご提示ください。

【窓 口】各駐車場（馬車道・山下町は自動二輪を含みます。）

名 称	所在地	電 話	利用時間
福富町西公園地下駐車場	中区福富町西通	253-9751	24時間
ポートサイド地下駐車場	神奈川区栄町	453-2372	6:00 ~ 24:00
馬車道地下駐車場	中区本町六丁目	663-1770	24 時間
山下町地下駐車場	中区山下町	664-2980	24 時間
日本大通り地下駐車場	中区日本大通	681-7540	24 時間
伊勢佐木長者町地下駐車場	中区長者町五丁目	262-2860	24 時間

●自転車駐車場の整理手数料の免除

横浜市営の有料自転車駐車場の整理手数料が免除されます。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

【手続方法】利用の際、管理室で精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。

【窓 口】各自転車駐車場

【問合せ】道路局交通安全・自転車政策課 TEL 671-3644 FAX 663-6868

●国内航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方及び本人と同乗する介護者1名（航空会社によっては適用なし）。

【問合せと予約】日本航空グループ：TEL 570-025-022

全日空グループ：TEL 03-6735-1111

各航空会社電話窓口



8. 税金・公共料金等に関する支援

8. 税金・公共料金等に関する支援



●所得税の障害者控除

次のいずれかに該当する場合に、所得税の控除が受けられます。

1. 障害児・者が所得税の納税義務者本人
2. 障害児・者が所得税の納税義務者の同一生計配偶者または扶養親族である場合

	障害者	特別障害者
対象者	2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方	1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
控除額	所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円（同居の場合は75万円）が控除されます。
【窓口】	税務署（ただし、所得税及び復興特別所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係）	

●市民税・県民税の非課税

対象者	障害児・者が納税義務者本人である場合で、前年の合計所得金額が135万円以下である方
内容	非課税
備考	合計所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額（分離課税の譲渡所得金額等も含まれます。）の合計額をいいます。なお、前年からの繰越控除の適用はありません。詳しくは区役所へお問い合わせください。
【窓口】	区役所税務課市民税担当 ただし、給与所得者の場合は勤務先の給与担当係

●市民税・県民税の障害者控除

障害児・者が納税義務者本人、又は納税義務者の同一生計配偶者、扶養親族である場合、納税義務者は次の額の控除が受けられます。

	障害者	特別障害者
対象者	2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方	1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
控除額	所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円（同居の場合は53万円）が控除されます。

【窓 口】	区役所税務課市民税担当（ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係）
--------------	-------------------------------------------------

●相続税の障害者控除

相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

	障害者	特別障害者
対象者	2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方	1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
控除額	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します
備考	障害者控除については、身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象になる場合があります。また、過去にこの控除を受けたことがある方は計算方法が異なります。詳しくは税務署へお問い合わせ下さい。	
【窓 口】	税務署	

●信託受益権の贈与税（特定贈与信託）の非課税

重度の障害がある方が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合で、一定の要件を満たす場合には信託財産の価額のうち6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円）までの部分の金額について贈与税が課税されません。

【問合せ先】 税務署または信託銀行

【取扱い】 信託業務を行う金融機関

●マル優（少額預金等利子非課税）制度

障害者手帳の交付を受けている者等が一定の手続きにより、金融機関・証券会社等に対して預け入れ等を行った預金等（預貯金・合同運用信託・特定の有価証券・特定公募公債等運用投資信託）の非課税制度（マル優）および一定の手続きにより購入した少額公債（国債および地方債）の非課税制度（特別マル優）については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

【対象者】 ①精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

8. 税金・公共料金等に関する支援

②障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金の受給者

【窓口】 銀行などの金融機関、郵便局

【確認書類】 次の①②③の書類が必要です。

- ① 対象者であることが確認できる書類（手帳、証書等）
- ② マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）
- ③ 住所・氏名・生年月日の記載のある証明書類（運転免許証等）

※顔写真のない証明書類の場合は2種類必要となります。

（うち1種類は①の書類と併用も可能です）

※手続きの際に、お届け印も必要な場合がございます。

●ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金を受給されている方、その他障害厚生年金、障害共済年金を支給されている方等、ゆうちょ銀行所定の方を対象として、定期貯金（預入期間1年）の利率（預入時）より優遇した金利が適用されます。

※1 最新の利率については、窓口でご確認ください。

※2 年金については、昭和61年3月31日以前に支払いの理由が発生していた場合に限り
ります。

※3 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者証明書は、区福祉保健センターで発行します。

【注意事項】

- ①ニュー福祉定期貯金をお申し込みの際は、年金証書等の公的書類等をご提示いただきます。
- ②預入限度額は、お一人さま300万円です。
- ③障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）をご利用いただく場合は、ニュー福祉定期貯金のお申し込みの際にご提示いただく書類とは別に、マル優をご利用いただける方であることを確認できる書類をご提示いただくことがあります。なお、マル優として預け入れできる限度額は、他の金融機関のマル優扱いの預貯金とあわせて350万円です。
- ④預入期間内に払い戻す場合は、預入期間内払戻利率を適用します。
- ⑤預入期間が経過した場合に、自動的に、払戻金の全部を通常貯金に振り替えて預入する取り扱いが利用できます。（自動継続や再預入のお取り扱いは、利用でき

ません)

お申し込みの際は、通帳またはキャッシュカード、印章が必要になる場合があります。詳しくは、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行にお問い合わせください。

●自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免

障害者減免

対象者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で一定の基準に該当する方
減免内容	自動車税環境性能割及び自動車税種別割が減免されます。減免の限度額は、自動車税環境性能割が課税標準額で 300 万円（福祉的構造変更に要した経費はこれに加算されます）、自動車税種別割が年税額で 45,400 円です。
【窓口】	県税事務所又は自動車税管理事務所

一時帰宅用自動車減免

対象者	障害者減免と同様です
減免内容	対象者の一時帰宅に使用する自動車の自動車税種別割額の 2 分の 1 に相当する額が減免されます。但し、減免の限度額は、年税額で 22,700 円です。
【窓口】	県税事務所又は自動車税管理事務所

●軽自動車税の減免

対象者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
減免内容	対象者が所有するか、又は対象者の家族等が所有し、もっぱら対象者のために使用する軽自動車等の軽自動車税が減免されます。
【窓口】	区役所税務課

●水道料金等の減免

水道料金の基本料金相当額と下水道使用料の基本額相当額が免除されます。

令和 3 年 7 月から水道料金が改定され、基本料金が口径別となりました。口径 40 mm 以上の水道メーターをご利用の場合は、口径 20 mm の基本相当額が減免されます。

※ただし、減免対象者が 3 か月以上の施設入所・入院の場合は減免対象外となります。

8. 税金・公共料金等に関する支援

【対象世帯】 ① 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯
② 次の2つ以上に該当する方がいる世帯（2人で満たす場合も含みます。）

- ・ 知能指数 75 以下の方
- ・ 3級の身体障害者手帳を持っている方
- ・ 2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【窓口】 各区福祉保健センター（☎ p70 III資料編 福祉保健センター）
もしくは水道局お客さまサービスセンター（TEL 847-6262）

●NHK放送受信料の免除

【対象者】

(1) 全額免除の対象となる場合

精神障害者保健福祉手帳お持ちの方のいる世帯で、世帯構成員全てが市民税非課税の場合

(2) 半額免除の対象となる場合

精神障害者保健福祉手帳 1級の障害者が住民基本台帳上の世帯主で、なおかつ放送受信契約者である場合

【手続方法】

住所地の区役所の福祉保健センターで受信料免除申請書の証明欄に証明を受けてください。（申請書、NHKあて封筒は各区福祉保健センターにあります）

区役所で証明を受けた後、住所地を担当する「NHKの申請窓口」に申請書を郵送してください。

【申請窓口】

NHKの申請窓口	受付内容	電話番号等連絡先
<u>NHKふれあいセンター</u> 営業時間：午前9時～午後6時 (土・日・祝日も受付)	受信料免除に関するお問い合わせ、その他受信料に関するご意見・ご要望など	電話：0570-077-077 ※IP電話等のお客様でナビダイヤルがご利用になれない場合は 050-3786-5003 FAX：045-522-3044

●携帯電話料金の割引等

携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障害者用料金プランが利用できます。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引内容】携帯電話会社によって異なります。

【窓口】携帯電話各社

●NTT 東日本電話番号案内料の免除

あらかじめ申請することにより、NTT104の電話番号案内を無料で利用できます。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【窓口】NTT 東日本ふれあい案内担当 TEL：0120-104-174

●粗大ごみ処理手数料の減免

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯では、年間4個までの粗大ごみの処理手数料が無料になります。

【窓口】粗大ゴミ受付センター

【電話】0570-200-530（一般加入の電話などから）

330-3953（携帯電話やIP電話などの定額制や通話料金割引サービスを利用される方）

【受付時間】月～土曜日（年末年始以外は祝日も受付）午前8時30分～午後5時

☆サービスの品質向上を図るため、通話内容を録音しています。

☆インターネット受付 <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>

携帯電話・スマートフォンでもお申し込みができます。



9. 療育・教育に関する支援

9. 療育・教育に関する支援



●横浜市発達障害者支援センター

18歳以上の発達障害のある方に専門の相談員が相談支援を行います。事前に電話で予約してください。

【所在地】〒231-0047 中区羽衣町 2-4-4 エバース第8 関内ビル 5階

【電話】334-8611 【最寄駅】JR・地下鉄 関内駅

●学齢後期障害児支援事業

学齢後期（中学生・高校生年代）の主に発達障害児を対象に、専門機関による診療や相談支援を行います。事前に電話で予約してください。

【支援機関】

名称	所在地	連絡先	最寄駅	備考
小児療育相談センター	〒221-0822 神奈川区 西神奈川 1-9-1	電話 321-1721 Fax 321-3037	JR 東神奈川駅 東急東白楽駅 京急東神奈川駅	診療あり 閉所日： 土・日・祝
横浜市総合リハビリテーションセンター	〒222-0035 港北区鳥山町 1770	電話 473-0666 Fax 473-0956	JR・市営地下鉄 新横浜駅	診療あり 閉所日： 土・日・祝
横浜市学齢後期発達相談室くらす	〒233-0002 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおお おかオフィスタ ワー5階	電話 349-4531 Fax 349-4536	京急・市営地下鉄 上大岡駅	診療なし 閉所日： 月・日・祝

●児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

指定事業所に通所し、個別療育・集団療育・創作活動等のサービスを受けることができます。

【対象者】在宅の精神障害児、在宅の発達障害児等

【窓口】各区保健福祉センター（☎ p70 III 資料編 福祉保健センター）

●保育所等訪問支援事業

学校等に事業所の担当者が訪問し、集団生活適応のための支援、訪問先のスタッフに対する支援方法の指導等を行います。

【対象者】学校等に通っている在宅の精神障害児、在宅の発達障害児等

【窓 口】各区保健福祉センター（☞ p 70 III 資料編 福祉保健センター）

●教育総合相談センター

不登校、友人関係、学習、進路など教育に関する相談や「いじめ」等に関する悩みの相談を受け付けるとともに、臨床心理士や精神科医師等の専門家による相談も行っています。

【問合せ先】教育委員会事務局人権教育児童生徒課

【電 話】671-3724

【相談内容】

一般教育相談	月～金（除祝日・振替休日） 9:00～17:00	【電話相談】624-9414 不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活の困り事
24時間子どもSOSダイヤル	365日24時間	【電話相談】0120-078-310 いじめ、関連の困り事
心理相談、医療相談（予約制）	月～金（除祝日・振替休日） 9:00～17:00	【面接】まずは各区役所のこども家庭支援課又は学校のカウンセラーとご相談ください。
学校生活あんしんダイヤル	火～金（除祝日・振替休日） 9:00～17:00	【電話相談】624-9081 いじめや不登校など、学校に相談しにくい困り事

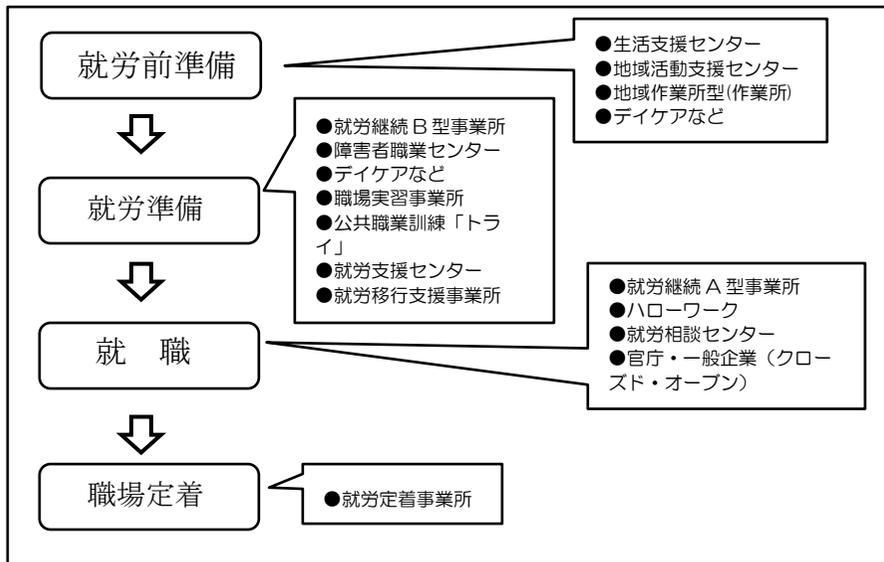


10. 就労に関する支援

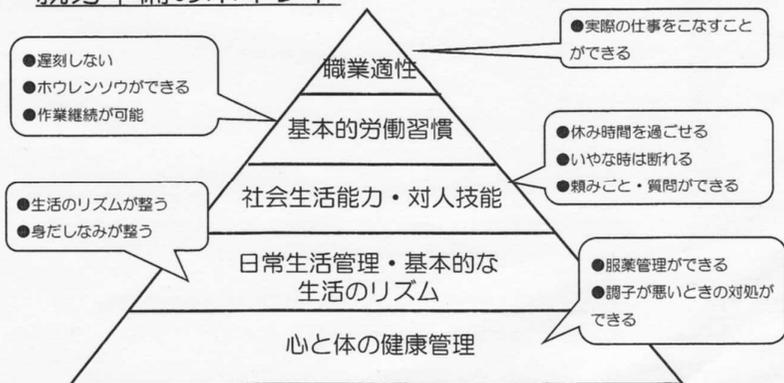


10. 就労に関する支援

就労を支援するどのような制度が利用できるかは、図「障害者の就労支援（制度）」をご覧ください。制度を利用する前にどのような準備が必要かは、下記の図、「就労準備のポイント」をご覧ください。



就労準備のポイント



職業準備性ピラミッド（障害者職業総合センター）

●横浜市障害者就労支援センター

障害のある方の就労の促進と定着を図るため、次のような相談や支援を行っています。

【支援内容】

- ①障害者・関係者に対する就労に関する相談
- ②就職前の職場実習・就労準備実習の実施
- ③就職に向けた支援：就労後準備訓練、適正評価、職場開拓、職場実習事業
- ④就職後の職場定着支援：就労後の相談、継続的な職場等への訪問による支援、職場との調整
- ⑤事業主に対する障害者の雇用に関する相談

【問合せ】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）

【申込み】各就労支援センターへ電話かファックスで申し込んでください。

（☞ [p174](#) Ⅲ資料編 横浜市障害者就労支援センター）

●就労移行支援事業

【内 容】一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。

【対象者】①企業等への就労を希望する 65 歳未満（利用開始時）の障害者

②技術を習得し在宅で就労、起業を希望する 65 歳未満（利用開始時）の障害者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）

（☞ [p175](#) Ⅲ資料編 就労移行支援の障害福祉サービス事業所）

●就労定着支援事業

【内 容】障害者との相談を通して生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【対象者】就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

【窓口】各区福祉保健センター（☞ [p70](#) Ⅲ資料編 福祉保健センター）

（☞ [p175](#) Ⅲ資料編 就労移行支援の障害福祉サービス事業所）

10. 就労に関する支援

●就労継続支援事業（A型）

【内 容】通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施します。

【対象者】次のいずれかに該当する 65 歳未満（利用開始時）の障害者

- ①就労移行支援事業を利用後、企業等での雇用に関わらなかった精神障害者
- ②就職活動の結果、企業等での雇用に関わらなかった精神障害者
- ③就労経験はあるが、現在離職している精神障害者

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70 III資料編 福祉保健センター）

●就労継続支援事業（B型）

【内 容】通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を実施します。

【対象者】①就労等の経験後、年齢や体力的な問題から就労等の継続が困難になった精神障害者

②就労移行支援を利用後、一般就労や就労継続支援（A型）の利用に関わらなかった精神障害者

③①、②以外で 50 歳を超えている障害年金 1 級者、または就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が、雇用の場が乏しいために困難な精神障害者等

【窓 口】各区福祉保健センター（☞ p70 III資料編 福祉保健センター）

●公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の職業紹介については、「みどりの窓口」で、求職受理、状況に応じた職業相談、職業紹介等のサービスを行っています。

【窓 口】各公共職業安定所

（☞ p180 III資料編 公共職業安定所（ハローワーク）一覧）

●神奈川障害者職業センター

就労を希望する障害のある方や、障害のある方を雇用しようとする事業主などに対し、相談や支援を行っています。相談は予約制です。

【住所】〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

(最寄駅：小田急線小田急相模原駅からバス 10 分「国立相模原病院」下車

電話 042-745-3131 FAX 042-742-5789

【支援内容】

- ① 職業相談・評価・職業リハビリテーション計画策定
- ② 職業準備支援（作業支援・職業準備講習・発達障害者及び精神障害者向けのプログラム）
- ③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
- ④ リワーク（職場復帰）支援
- ⑤ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく知的障害者判定、重度知的障害者判定
- ⑥ 事業主に対する障害者の雇用管理等についての助言、援助
- ⑦ 関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言、援助

【窓口】センターへ電話連絡、または公共職業安定所

(☞ p180 Ⅲ資料編 公共職業安定所（ハローワーク）一覧)

●神奈川障害者職業能力開発校

【期間】6ヶ月又は1年

【内容】ビジネス実務・サービス実務等

【費用】無料（教科書代・昼食代等は自己負担）

【見学】事前に神奈川障害者職業能力開発校へ連絡下さい。

【住所】〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【最寄駅】小田急線小田急相模原駅からバス（北里大学病院行き等）「第一住宅」下車
徒歩3分

【電話】042-744-1243 【FAX】042-740-1497

【申込み】公共職業安定所（ハローワーク）

(☞ p180 Ⅲ 資料編 公共職業安定所（ハローワーク）一覧)

10. 就労に関する支援

●横浜市職場実習事業

障害のある方が一定期間協力事業所に通い、労働を通じて実習を受けることにより、就労を目指す事業です。実習期間は、原則2週間以内（最長1か月まで可能）です。

【訓練内容】 清掃、喫茶店での接客、事務補助等

【窓口】 各就労支援センター

（☞ [p174](#) III 資料編 横浜市障害者就労支援センター）

（☞ [p174](#) III 資料編 職場実習協力事業所）

●公共職業訓練（トライ！）

障害のある方を対象とした公共職業訓練です。訓練は障害のある方に対する職業能力開発について豊富な経験とノウハウを持った専門学校・NPO法人・企業等に県が委託して実施しています（訓練期間は、概ね1ヶ月から4か月以内）。

【問合せ】 神奈川県障害者職業能力開発校

【窓口】 公共職業安定所（ハローワーク）

（☞ [p180](#) III 資料編 公共職業安定所（ハローワーク）一覧）

●障害者合同面接会

ハローワークでは、障害のある方の雇用促進を図るため、関係機関と連携し、障害者のための合同面接会を行っています。

【問合せ】 公共職業安定所（ハローワーク）又は健康福祉局障害企画課

（☞ [p180](#) III 資料編 公共職業安定所（ハローワーク）一覧）

健康福祉局障害企画課 671-3597 または 3992 【FAX】 671-3566

●その他の就労支援事業

・横浜 SSJ（特定非営利活動法人横浜市精神障がい者就労支援事業会）

NPO法人市精連が横浜における精神障害者の就労支援事業の発展と充実のために設立した団体です。就労の相談事業、久保山事業所をはじめとする多数の就労支援事業の運営、ジョブアシスト横浜等の障害者自立支援多機能型事業所の運営、調査研究・研修事業、要望陳情・施策提言などの活動をしています。

【問合せ先】 住 所：〒232-0022 横浜市南区高根町 3-17-12 KS ビル 6 階
TEL：315-2622
FAX：315-2623
<http://www.y-ssj.com/ssj/index.html>

・NPO 法人 横浜メンタルサービスネットワーク (YMSN)

精神疾患や発達障がい等の狭間にあり、福祉や医療の視点から支援が必要な若者で、今まで支援対象になっていない層を対象にして、就学・就労をめざす自立支援プログラムを実施し、対象の若者が、自分自身が「どう生きるか」ということを明確にした上で、就学・就労をめざした自立支援を行います。

【連絡先】 TEL 841-2179

【住所】 港南区上大岡西 1-12-3-204

<http://forest-1.com/ymsn/jigyoku.htm>



11. 権利擁護と資産管理に関する支援

1 1. 権利擁護と資産管理に関する支援



●あんしんセンター（日常生活自立支援事業）

障害者の権利擁護にかかわる相談を、電話・来所により受けています。弁護士等による専門相談を予約できます。

自分で金銭や大切な書類を管理することが困難な方を対象に、福祉サービス利用援助、定期訪問、金銭管理サービスや、預金通帳など財産関係書類の預かりサービスを行っています。

【問合せ・窓口】

各区社会福祉協議会あんしんセンター（☞ [p87](#) III資料編 区社協あんしんセンター）
横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会）TEL 201-2009

●成年後見制度

判断能力が不十分な方々は、財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。法的に権限を与えられた後見人等が、ご本人に代わって財産管理や身上監護を行い、安心して生活ができるようにご本人の権利を保護します。

制度の利用にあたっては、親族等による家庭裁判所への申し立てが必要になります。

後見人の権限の範囲により、任意後見制度と法定後見制度があり、後者には補助、保佐、後見の程度区分があります。

【相談先】各区社会福祉協議会あんしんセンター

（☞ [p87](#) III資料編 区社協あんしんセンター）

各区地域包括支援センター

（☞ [p126](#) III資料編 各区地域包括支援センター）

よこはま法人後見連絡会

（☞ [p135](#) III資料編 よこはま法人後見連絡会の団体）

【申立て先】横浜 家庭裁判所 〒231-8585 中区寿町 1-2

（最寄り駅：JR 石川町駅）

●後見的支援を要する障害者の緊急対応登録

障害児・者の養護を行っている親等が養護を行うことができなくなった場合に備え、対応者及び対応方法を事前に登録できます。何らかの理由で養護ができなくなった緊急時には、通報を受けた区福祉保健センターは登録してある対応者に連絡をし、登録内容に沿った対応を行います。

【対象者】現に福祉サービスを選択して利用することができないため、生活を営むことが困難である横浜市内在住の障害児・者

【登録者の条件】対象者の養護を現に行っている親等で、次のいずれかに該当する方

- ① 40歳以上の方
- ② 病気がちであると区福祉保健センター長が認めた方
- ③ その他上記の状態に準ずると区福祉保健センター長が認めた方

【手続方法】緊急時対応登録申込者と対応者の承諾書を、区福祉保健センターまたは基幹相談支援センターに登録して下さい。

●横浜市障害者後見的支援制度

障害者が地域で安心して暮らし続けるため。成人期の本人を支える制度です。日常生活を見守る体制を作り、定期訪問をすることで、個人の権利擁護をはかります。

【対象者】市内に居住し、以下のいずれかを希望する18歳以上の方

- ① 日常の見守りを希望する障害のある方（とその家族）
- ② 将来の生活について、相談をしたい障害のある方（とその家族）

【手続方法】居住区の障害者後見的支援室に登録します。

【問い合わせ・登録先】各区の障害者後見的支援室

(☎ [p165](#) 資料編 障害者後見的支援室)

●障害者虐待防止センター

養護者による虐待、障害者福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待に気づいた人は通報する義務があります。

【相談・通報・届出窓口】

横浜市障害者虐待防止センター TEL：662-0355（24時間受付）

11. 権利擁護と資産管理に関する支援

神奈川県障害者権利擁護センター TEL：046-265-0604 月～金 9:00～17:00

かながわ権利擁護相談センター 「あしすと」(神奈川県社会福祉協会)

TEL：312-4818 FAX：322-3559 月～金 9:00～17:00

●その他の権利擁護機関

項目	内容
横浜市精神医療審査会	<p>精神障害者の人権に配慮し、障害者の適正な医療および保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行うことを目的としています。精神科病院に入院中の方や家族等から横浜市長に対し退院の請求または処遇改善の請求があったときに、その入院が必要であるか、またはその処遇が適当であるかについて審査を行います。</p> <p>【ご意見・問合せ】 横浜市健康福祉局 こころの健康相談 〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京浜横浜ビル 10階 TEL 662-3525</p>
横浜市福祉調整委員会	<p>横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情を受け、中立・公正な第三者機関として、サービス提供者（市、区又は事業者）に対して調査・調整を行い、苦情の解決をめざすとともに、福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの質の向上を推進する活動を行なっています。</p> <p>横浜市福祉調整委員会事務局 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 健康福祉局相談調整課 TEL 671-4045 FAX 681-5457</p>
神奈川県弁護士会	<p>成年後見制度、虐待、財産管理、施設でのトラブル、福祉サービス、医療問題など、ご本人はもちろん、家族・親戚、近隣の方などからのご相談を電話・面談でお受けします。</p> <p>高齢者・障害者向け無料電話法律相談所 みまもりダイヤル 【受付電話】211-7700</p>

11. 権利擁護と資産管理に関する支援

<p>神奈川精神医療人権センター(KP)</p>	<p>入院中の困り事サポート, 退院支援の他患者の人権擁護 連絡先: 080-7295-8236(月~金 13時~16時) メール: mail@kp-jinken.org 手紙: 〒235-0023 磯子区森 5-2-20 藤ビル 2階 森の庭わーく内 ホームページ: https://kp-jinken.org</p>
<p>横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会</p>	<p>障害者に対する行政機関と事業者の差別行為(不当な差別的扱いと合理的配慮の不履行)があった場合、当該事業者の相談先や担当行政部門内で解決が困難な場合に、斡旋・調整の提案をします。 横浜市健康福祉局障害施策推進課(事務局) TEL 671-3598 FAX 671-3566</p>
<p>NPO 法人 女性人権支援センター ステップ</p>	<p>DVに関する相談(DVは犯罪です。DVを見たときは警察に) TEL 227-7870</p>

ご存知ですか?

《法テラス(日本司法支援センター)》

遺産分割や金銭上のトラブルなど、法律に詳しい専門家に無料で相談できる制度です。情報提供、民事法扶助、日弁連委託援助など法律上の問題で支援を受けたいときにはこの制度を利用して相談しましょう。

【相談先】法テラスコールセンター TEL:0570-078-374

<<虐待かもと思ったら、189(いちはやく)!!>>

子どもの虐待ではないかと思ったら、すぐに通報することがすべての国民の義務です。

児童相談所全国共通電話番号 189 番にかけると近くの児童相談所につながり、48時間以内に児童相談所の専門員が現場に行き事実確認をします。

身近で「もしかして?」を発見したときは、迷わずいち早く189。子どもの命の電話です。



ご存知ですか？

《事業者の合理的配慮の義務化》

2021年5月、障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正法が成立しました。2024年6月には施行されます。

これにより、民間事業者は、①障害者から意思の表明があった場合に、②過重の負担にならない範囲で、③障害者の性別・年齢、障害の状態に応じて、⑤社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことになりました。

しかし、合理的配慮の提供をしなかった事業者に対する罰則規定はありません。



12. スポーツ・文化・レクリエーション等に関する支援

● 障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール

【所在地】 〒222-0035 港北区鳥山町 1752

【電話】 475-2001

【最寄駅】 JR・市営地下鉄ブルーライン新横浜駅

【施設内容】



① スポーツ施設 (スポーツ指導員を配置しています。)	② 文化関係施設
メインアリーナ (バスケットコート2面)、サブアリーナ、フィットネスルーム、温水プール (25m×6コース)、ボウリング (4レーン)、屋内外グラウンド 等	ラポールシアター (300席のホール) 創作工房、おもちゃ図書館、大小会議室、和室、多目的室、視聴覚室 等

【休館日】 12月28日～1月4日、毎月第2火曜日

※施設によっては、点検等で休館日以外も使用できない場合があります。

【料金】 障害のある方とその介護人 (2人まで) による個人利用は原則として無料。

(ボウリングのみ1ゲーム200円です。)

● 障害者スポーツ文化センター ラポール上大岡

【所在地】 〒233-0002 港南区上大岡西 1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー6階～8階

【電話】 840-2151

【最寄駅】 京浜急行・市営地下鉄ブルーライン上大岡駅

【施設内容】

6階	フィットネススタジオ、トレーニング室、地域連携室
7階	受付、体育室
8階	多目的室、創作エリア、展示コーナー

【休館日】 12月28日～1月4日、毎週火曜日

【料金】 障害のある方とその介護人 (2人まで) による個人利用は原則として無料。

● ハマピック (横浜市障害者スポーツ大会)

三障害の障害者を対象に開催される障害種別ごとのスポーツ大会です。精神障害者には、卓球、陸上、フライングディスク、ボウリングなどの個人種目があり、毎年4月

12. スポーツ・文化・レクリエーション等に関する支援

～5月に横浜ラポールなどで開催されます。卓球は2019年から精神障害の部が全国障害者スポーツ大会に正式な種目として導入されます。

【問合せ】横浜ラポール ハマピック担当 475-2050

●横浜あゆみ荘（障害者研修保養センター）

障害のある方とご家族の方が安心してご利用いただけるくつろぎの空間です。
低料金で、休憩・飲食・入浴・宿泊、レクリエーション、研修などに利用できます。

【所在地】〒224-0062 都筑区葛が谷 2-3

【最寄駅】地下鉄都筑ふれあいの丘駅（徒歩3分）

【電話】941-8383 【FAX】941-3045

【対象者】障害児・者とその家族（介助の方も可）のほか、どなたでも利用できます。

【申込方法】横浜あゆみ荘まで直接お申し込みください。

申込みの受付開始は、障害児・者とその介護人は利用日の6か月前の毎月1日、その他の方は利用日の3か月前の毎月1日です。直接センターへご連絡ください。

●障害者保養・更生施設

障害者やその家族が気軽に宿泊、休養できる施設です。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
静岡県伊豆潮風館	〒413-0231 静岡県伊東市 富戸字先原 1317-89	0557- 51-1504	0557- 51-3436
浜坂温泉保養荘	〒669-6702 兵庫県美方郡 新温泉町浜坂 775	0796- 82-3645	0796- 82-3647
愛媛県障害者更生センター 道後友輪荘	〒790-0843 愛媛県松山市 道後町 2-12-11	089- 925-2013	089- 925-2086

1 3. 災害時に関する支援



●災害時要援護者支援

横浜市では、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）として、「自助」「共助」「公助」の取り組みを推進しています。地域の中には、災害発生時の避難行動などに対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される、障害のある方をはじめとした要援護者の方が暮らしています。

本市においては、災害対策基本法や横浜市防災計画、震災対策条例等の規定に基づき、災害時要援護者名簿を作成しています。精神障害者保健福祉手帳1・2級の方及び障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている精神障害者はこの名簿の対象者であり、共助による要援護者支援の取組を推進しています。

【問合せ】 横浜市健康福祉局福祉保健課

〒231-0017 横浜市中区本町 6-50-10

TEL 671-4056（代表） FAX 664-3622

● 防災情報Eメール配信

避難勧告や津波警報の発表などの緊急情報を携帯電話・パソコン向けにEメールで配信するサービスを行っています。配信を希望する場合は事前に登録が必要です。

【ホームページ】

横浜市防災情報Eメールで検索

【問合せ先】 総務局緊急対策課 TEL 671-3458 FAX 641-1677

※緊急地震速報については、携帯電話事業者のサービスとしてメールが配信されていますので、各事業者にお問い合わせください。

● Yahoo! 防災速報

スマートフォンから利用できる「アプリ版」をダウンロードするか、パソコンや従来型の携帯電話から利用できる「メール版」にご登録いただくことで、横浜市からの防災情報を受信できます。

【ホームページ】 <https://emg.yahoo.co.jp>

【問合せ先】 総務局緊急対策課 TEL 671-3458 FAX641-1677

13. 災害時に関する支援

● 区ごとの防犯情報Eメール検索

区内で発生した犯罪に関する情報を、携帯電話・パソコン向けにEメールで配信するサービスを行っています。配信を希望する場合は事前に登録が必要です。

【問合せ先】 各区地域振興課

ご存知ですか？



＜ヘルプマーク＞

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、精神障害・知的障害をお持ちの方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

ヘルプマークを導入している自治体は徐々に拡大をしています。

平成28年12月現在、京都府・和歌山県・徳島県・青森県・奈良県で導入がされています。また、神奈川県でも平成29年3月から配布をしています。

【問合せ先】

横浜市コールセンター TEL 664-2525 FAX 664-2828

健康福祉局障害施策推進 TEL 671-4133 FAX 671-3566



14. ボランティアやピア団体が運営する社会資源

横浜市内には**精ボ連**（神奈川県精神保健ボランティア連絡協議会）をはじめとしてさまざまなボランティア団体や障害者団体が運営する精神保健福祉事業があります。



【問合せ窓口】

各区福祉保健センター（☞ [p70](#) III資料編 福祉保健センター）または運営団体
（☞ [p167](#) 資料編 ボランティアやピア団体が運営する社会資源）



15. 精神障害者が利用できる保健福祉制度一覧

15. 精神障害者が利用できる保健福祉制度一覧

(1) 精神障害者保健福祉手帳の取得が必要な保健福祉制度

等級は精神障害者保健福祉手帳の等級です。

○：利用可能 ×：利用不可能 △：一部該当

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
重度障害者医療費の助成	○	×	×	15
後期高齢者医療制度	○	○	×	16
高額療養費助成および限度額適用認定交付	○	○	○	17
神奈川県在宅重度障害者等手当	△	×	×	23
障害者扶養共済	○	○	△	23
在日外国人障害者等福祉給付金	○	○	×	24
生活福祉資金の貸付	○	○	○	25
ごみ出し支援	△	△	△	32
日常生活用具の給付	○	○	○	32
市立中央図書館の図書配送	△	△	△	32
UR賃貸住宅（旧都市公団の賃貸住宅）への申込み優遇	○	○	△	35
市営・県営住宅への入居優遇	○	○	△	36
ガイドヘルプサービス（移動支援事業）	○	○	○	39
ガイドボランティアによる外出支援	○	○	○	39
福祉特別乗車券（福祉パス）の交付	○	○	○	40
福祉タクシー利用券の交付	○	×	×	40
タクシー料金の割引	○	○	○	40
駐車禁止除外指定車の指定	○	×	×	41
自動車運転免許取得費用の補助	○	○	○	42
自動車駐車場料金の割引	○	○	○	42
自転車駐車場の整理手数料の免除	○	○	○	43
国内航空運賃の割引	○	○	○	43
所得税の障害者控除	○	○	○	44
市民税・県民税の非課税	○	○	○	44
市民税・県民税の障害者控除	○	○	○	44
相続税の障害者控除	○	○	○	45
信託受益権の贈与税（特別贈与信託）の非課税	○	○	○	45
マル優（少額預金等利子非課税）制度	○	○	○	45
自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	○	×	×	47
軽自動車税の減免	○	○	○	47
水道料金等の減免	○	△	×	47

15. 精神障害者が利用できる保健福祉制度一覧

NHK放送受信料の免除	全額	△	△	△	48
	半額	○	×	×	48
携帯電話料金の割引等		○	○	○	49
NTT東日本番号案内料の免除		○	○	○	49
粗大ごみ処理手数料の減免		○	×	×	49

(2) 精神障害者保健福祉手帳の取得を必要としない保健福祉制度

制 度	受 給 要 件	ページ
自立支援医療（精神通院医療）の給付	通院により精神疾患の治療を受けている方	15
精神障害者入院医療援護金	精神科病院又は一般病院の精神科病棟に一定期間入院の方	15
障害基礎年金	年金の支給対象となる障害の程度は、国民年金法、厚生年金保険法で別に定められています。国民年金係又は年金事務所でご相談下さい。	20
障害厚生年金		20
障害共済年金		21
年金生活者支援給付金制度	障害年金受給者	21
特別障害給付金	障害年金の等級の1級・2級相当の方	21
障害者自立生活アシスタント	障害のために自立生活又は社会生活に支援が必要な一人暮らしの方等	27
自立生活援助	一人暮らしに移行した単身の障害者で、理解力や生活力に不安がある方	28
横浜市障害後見的支援制度	横浜市後見的支援室のある区内在住の障害者	28
自立訓練事業（生活訓練）	日常生活上の相談や支援を要する方	29
ホームヘルプサービス	家事援助や食事介助・排せつ介助や、相談などが必要な方	29
重度訪問介護利用者大学修学支援事業	重度訪問介護を利用する重度障害者で、修学までに必要な支援体制を構築できるまで、身体介護が必要な方	33
訪問指導事業	生活の場で支援を必要とス18歳以上の障害者とその家族	33
ニュー福祉定期貯金	障害年金を受給している方	46